【登録児童室】

1. 登録児童室について

- Q1-1. 登録児童室は申請書提出から利用までどのくらいの時間がかかりますか。
- Q1-2. 飲み物の提供やおやつの提供はありますか。
- Q1-3. 入会児童室と併用で利用可能ですか。
- Q1-4. 登録児童室の閉室の情報は、どこでわかりますか。
- Q1-5. 希望の時間まで下校させないでほしいのですが。
- Q1-6. アレルギーがあり、エピペンを持参しています。緊急時に自分でできない場合など投与依頼はできますか。

【入会児童室】

2. 入会利用申請にあたって

- Q2-1. すぐに利用したいのですが、入会までにどのくらいの時間がかかりますか。
- Q2-2. 申請書類の記入漏れや添付書類の未提出があった場合は、どうなりますか。
- Q2-3. 出産を理由に申請する場合の利用期間について教えてください。
- Q2-4. 育児休業を取得中ですが、児童クラブの利用はできますか。
- Q2-5. 求職活動をする予定ですが、利用申請は可能ですか。
- Q2-6. 現在、父母とも週5日働いており、子どもが週3日、放課後等デイサービスを利用しているので、週2日の児童クラブの利用申請はできますか。
- Q2-7. 申請をしたが利用できていない児童はいますか。そのような見込みはありますか。
- Q2-8. 登録児童室と併用で利用可能ですか。
- Q2-9. 土曜日のみの利用申請はできますか。
- Q2-10. 在宅勤務ですが、利用申請は可能ですか。
- Q2-11. 離婚協議中で夫(妻)と申請時に別居していますが、住民票は同じままです。夫(妻)の雇用 証明書は必要ですか。
- Q2-12. きょうだいで合わせて申し込みをする予定です。就労証明書や減免申請書(1項から5項の減免申請分)は人数分必要ですか。
- Q2-13. 入会申請書一式は、どこでもらえますか。また、どこに提出すればいいですか。
- Q2-14. 4月から利用するための入会児童室への入会申請は、いつから受付ですか。
- Q2-15. 申請期間を過ぎてしまった場合でも、受付してもらえますか。
- Q2-16. 仕事が 14 時までなのですが、課業時期は利用できますか。
- Q2-17. 就労証明書において、3月31日までの有期雇用で4月以降の更新がない場合は、4月1日から入会児童室を利用することができますか。
- Q2-18. 学校の長期休業期間のみ利用したい場合は、どのような手続きをしたらいいですか。
- Q2-19. 他市から守口市に転入する予定ですが、転入前に利用申請は可能ですか。
- Q2-20. 利用開始日までに、入会児童室を利用する必要がなくなり辞退したい場合は、どのように手続きをすればいいですか。
- Q2-21. アレルギーがあり、エピペンを持参しています。投与依頼はできますか。

3. 入会児童室の利用開始後

- Q3-1. 子どもが要配慮ということもあり、認定こども園では、加配の保育士がついていましたが、児童クラブでも加配や医療的ケアの対応はありますか。
- Q3-2. 保護者会には必ず加入しなければならないのですか。
- Q3-3. 急遽、時間延長や土曜日を利用することになった場合は、どのように手続きをすればいいですか。
- Q3-4. 下校に関して、個別に自宅まで送っていただくサービスはありますか。
- Q3-5. 延長利用をしていますが、お迎えに行けない場合どうしたらいいですか。
- Q3-6. 宿題はさせてもらえますか。
- Q3-7. 入会当初は延長を利用していたが、必要なくなった場合、どのように手続きすればいいですか。
- Q3-8. 17 時のグループ下校とは、教室を 17 時に出るのか、門を 17 時に出るのかどちらですか。
- Q3-9. 諸事情により児童クラブを長期間欠席できますか。
- Q3-10. 児童クラブ利用時間に習い事があるので、途中で児童クラブ室を出て、習い事が終わったら児童クラブ室に戻ることは可能ですか。
- Q3-11. 入会児童室を利用する必要がなくなりました。退会したい場合は、どのように手続きをすればいいですか。

4. 利用者負担金などについて

- Q4-1. 実費でかかる費用はどんなものがありますか。
- Q4-2. おやつ代はいくらですか。
- Q4-3. 食物アレルギーがありますが、おやつはどうしたらいいですか。
- Q4-4. 減免対象でしたが、申請を忘れていました。遡って申請することは可能ですか。
- Q4-5. 負担金減免の7項にある、当該月の16日以上について、土曜日利用をしていないのですが、日数に含まれますか。
- Q4-6. 利用者負担金の口座引き落とし日はいつですか。
- Q4-7. 退会届又は利用辞退届を出すのを忘れ、負担金が引落されたのですが、還付請求できますか。
- Q4-8. 児童クラブを全く利用しなかった場合、利用者負担金の減免や還付請求はできますか。

5. その他

Q5-1. 入会児童室の見学はできますか。

【登録児童室】

1. 登録児童室について

- Q1-1. 登録児童室は申請書提出から利用までどのくらいの時間がかかりますか。
- A1-1. 利用されたい前日までに直接、登録児童室に申請書をお持ちいただければその翌日から利用できますので、各小学校(学園)の登録児童室へお問い合わせください。新年度の登録児童室の利用申請受付は、例年3月中旬から各小学校(学園)の登録児童室で行います。
- Q1-2. 飲み物の提供やおやつの提供はありますか。
- A1-2. 原則、飲み物やおやつの提供はありません。 水筒などで飲み物を持参してください。また、おやつは持参しないでください。
- Q1-3. 入会児童室と併用で利用可能ですか。
- A1-3. 登録児童室と入会児童室は、併用して利用いただくことは可能ですが、どちらかの児童室の利用時間中にもう一方の児童室を利用することは原則できません。(例:登録児童室 14:00 から 17:00 までの利用の間に、入会児童室を 15:00 から 16:00 まで利用する。) なお、入会児童室の利用については就労しているなどの要件が必要となり、市の利用決定が必要です。
- Q1-4. 登録児童室の臨時閉室の情報は、どこでわかりますか。
- A1-4. 登録児童室の臨時閉室の情報は、原則、「マチコミ」にて配信しておりますので、登録児童室の利用を申請する際には、必ず「マチコミ」に登録してください。
- Q1-5. 希望の時間まで下校させないでほしいのですが。
- A1-5. 登録児童室は、預かりの場ではなく、自主的な遊びの場ですので、「○○時まで預かってください」といった対応はできません。下校時の安全を考慮し、対象校で定められている下校指導時間 (午後 4 時半~5 時頃)に合わせ、下校指導を行います。開設時間中の出入りは自由です。事前にご家庭で確認をしてください。
- Q1-6. アレルギーがあり、エピペンを持参しています。緊急時に自分でできない場合など投与依頼はできますか。
- A1-6. 事前に「エピペン投与依頼書」の提出と、登録児童室のパートナーと打ち合わせが必要です。登録児童室において、児童がアナフィラキーショックに陥り生命が危険な状態にある場合には、主治医の指示書に基づき原則、保護者がエピペン投与するものとしますが、登録児童室の開設時間中において保護者が処置できないときや、時間的猶予がないなど緊急を要するときに限り、保護者に確認の上、同意を得た後に(アレルギー症状の発現状況に応じ緊急を要する場合は、保護者の同意の確認が取れない場合でも実施する。)パートナーが保護者から提出された「エピペン投与依頼書」に即してエピペン投与を行い、救急搬送を行います。エピペンの持参及び投与依頼書は、申請登録時に個別にパートナーへ申し出てください。

【入会児童室】

2. 入会利用申請にあたって

- Q2-1. すぐに利用したいのですが、入会までにどのくらいの時間がかかりますか。
- A2-1. 原則、15 日までに受理された申請書については、翌月1日からの利用開始として入会決定します。そのため、利用開始を希望する月の前月15日までに子育て支援政策課に申請するようにしてください。(4月からの利用は除く)また、入会決定後、入会児童室にて、面談を実施します。
- Q2-2. 申請書類の記入漏れや添付書類の未提出があった場合は、どうなりますか。
- A2-2. 記入漏れや添付書類の未提出があれば、受付できません。 受付後に不備が発覚した場合は、電話連絡などで適宜確認を行いますが、締め切り期日までに 不備書類の提出がないと、就労などの状況が確認できないため、入会決定ができません。

なお、必要書類が全て揃った日を申請日として取扱います。

- Q2-3. 出産を理由に申請する場合の利用期間について教えてください。
- A2-3. 出産予定日の8週間前(産前)から、出産日の8週間後(産後)までの概ね16週間で、その月の末日までの利用が可能です。利用事由申告書と併せて母子手帳の写しの提出が必要です。
- Q2-4. 育児休業を取得中ですが、児童クラブの利用はできますか。
- A2-4. 原則、仕事に復帰された日から利用可能となります。

なお、申し込みは、仕事に復帰される日の約2か月前から受け付けておりますので、「就労証明書」のNo.9 育児休業の取得及びNo.11 復職年月日の欄に記入いただき、提出してください。入会決定後は、入会児童室の利用期間の開始日から1か月以内(当月中)に復職し、復職後直ちに「育児休業からの復職証明書」を子育て支援政策課(郵送可※月末必着)に提出してください。入会児童室の利用期間の開始日が属する月の翌月15日までに「育児休業からの復職証明書」の提出がない場合には、退会(利用の中止)となります。

また、児童クラブの利用決定後に育児休業を取得した場合や育児休業を延長した場合は、入会児童室を退会していただくことになりますので、必ず子育て支援政策課に届け出てください。

- Q2-5. 求職活動をする予定ですが、利用申請は可能ですか。
- A2-5. 入会児童室利用の対象者となる児童は、その保護者が、就労、疾病その他の事由により、月の うち15日以上保護育成することができない状態であり、かつ、その状態が3月以上継続する状 況にあることが条件となっております。そのため、求職活動中の方は、まずは、登録児童室の 利用やファミリーサポート事業の活用をご検討ください。

- Q2-6. 現在、父母とも週5日働いており、子どもが週3日、放課後等デイサービスを利用しているので、週2日の児童クラブの利用申請はできますか。
- A2-6. 可能ですが、事前に利用曜日の調整が必要です。利用者負担金の日割りはございませんので、 ご理解いただいたうえで、利用申請してください。

また、放課後等デイサービスの支給量を確認する必要もありますので、「障害児通所給付費支給決定通知」の写しを併せて提出してください。

- Q2-7. 申請をしたが利用できていない児童はいますか。そのような見込みはありますか。
- A2-7. 令和7年4月1日時点はございませんが、入会児童室における利用児童数は増加傾向にあり、 学校によっては、申請いただいても利用できない場合があります。
- Q2-8. 登録児童室と併用で利用可能ですか。
- A2-8. 入会児童室と登録児童室は、併用して利用いただくことは可能ですが、どちらかの児童室の利用時間中にもう一方の児童室を利用することは原則できません。(例:入会児童室 14:00 から 17:00 までの利用の間に、登録児童室を 15:00 から 16:00 まで利用する。)
- Q2-9. 土曜日のみの利用申請はできますか。
- A2-9. 土曜日のみの利用申請はできません。

基本利用(月曜日から金曜日)と併せて申請いただき、土曜日のみ利用していただくことは可能です。この場合、負担金は基本利用の4,900円と土曜日利用の1,500円の合計6,400円が必要です。

- Q2-10. 在宅勤務ですが、利用申請は可能ですか。
- A2-10. 可能です。就労証明書をご提出ください。
- Q2-11. 離婚協議中で夫(妻)と申請時に別居していますが、住民票は同じままです。夫(妻)の就労 証明書は必要ですか。
- A2-11. 原則、夫(妻)両者の就労証明書は必要です。

ただし、就労証明書の提出に応じてもらえない場合は、離婚協議中ということがわかる書類(家庭裁判所から通知されたものや弁護士からの証明など)があれば、就労証明書は必要ありません。詳しくは、子育て支援政策課までご相談ください。

- Q2-12. きょうだいで合わせて申し込みをする予定です。就労証明書や減免申請書(1項から5項の減免申請分)は人数分必要ですか。
- A2-12. 原則、人数分の書類が必要です。

ただし、勤務先によって複数枚の発行が難しい場合などは、コピーでも可とします。(必ず原本は一部必要です。)

- Q2-13. 入会申請書一式は、どこでもらえますか。また、どこに提出すればいいですか。
- A2-13. 申請書一式については、市ホームページからダウンロードいただくか、子育て支援政策課窓口 や入会児童室において配付しています。また、守口市オンライン申請からの受付も行っておりま す。なお、申請書の提出先については、子育て支援政策課となります。(郵送可)
- Q2-14. 4月から利用するための入会児童室への入会申請は、いつから受付ですか。
- A2-14. 新1年生については、11月頃から各小学校(学園)で順次実施している就学時健康診断の際に、 児童クラブの案内及び入会申請書一式を配付しております。

4月から利用するためには、前年度の12月1日から1月初旬の受付期間内に申請いただく必要があります。

なお、就学時健診に参加されない方については、市ホームページからダウンロードいただくか、 子育て支援政策課窓口や各学校の児童クラブ室(入会児童室)でお渡しします。

- Q2-15. 申請期間を過ぎてしまった場合でも、受付してもらえますか。
- A2-15. 申請の受付はできますが、希望する月日から利用ができませんので、ご注意ください。
- Q2-16. 仕事が 14 時までなのですが、課業時期は利用できますか。
- A2-16. 仕事の終業時刻から通勤時間を加味して、14 時 30 分を超える場合は、入会児童室の利用対象としています。そのため、14 時までの仕事で通勤時間を加味して、14 時 30 分を超えない場合は利用できませんので、登録児童室の利用やファミリーサポート事業の活用をご検討ください。
- Q2-17. 就労証明書において、3月31日までの有期雇用で4月以降の更新がない場合は、4月1日から入会児童室を利用することができますか。
- A2-17. 次の仕事の内定証明などの提出がなく、4月1日以降の就労状況又は予定が確認できない場合は、利用することはできません。なお、就労証明書「No.14(雇用契約の)満了後の更新の有無」欄で「未定」に☑がある場合も利用することはできません。
- Q2-18. 学校の長期休業期間のみ利用したい場合は、どのような手続きをしたらいいですか。
- A2-18. 学校の長期休業期間のみ利用されたい場合は、子育て支援政策課に別途ご相談ください。なお、 学校の長期休業期間のみ利用された場合でも、利用者負担金の減免申請書(6項・7項の減免申 請分)をしなければ、利用月の負担金は全額かかりますのでご注意ください。
- Q2-19. 他市から守口市に転入する予定ですが、転入前に利用申請は可能ですか。
- A2-19. 可能です。申請にあたっては、新しい住所地が分かる書類(売買契約書、賃貸借契約書など)を 添付してください。申請書には、申請時点の住所をご記入いただき、新しい住所に転入次第速や かに、「各種変更利用申請書兼届出書」(住所変更)を提出してください。

- Q2-20. 利用開始日までに、入会児童室を利用する必要がなくなり辞退したい場合は、どのように手続きをすればいいですか。
- A2-20. 利用を辞退する場合は、まず入会児童室へ連絡していただき、「入会辞退・申請取下げ届」を 利用開始の前月の25日までに入会児童室又は子育て支援政策課へ提出してください。 入会決定前の辞退は「入会辞退・申請取下げ届」を子育て支援政策課へ提出してください。
- Q2-21. アレルギーがあり、エピペンを持参しています。投与依頼はできますか。
- A2-21. 事前に「エピペン投与依頼書」の提出と、支援員との打ち合わせが必要です。入会児童室において、児童がアナフィラキーショックに陥り生命が危険な状態にある場合には、主治医の指示書に基づき原則、保護者がエピペン投与するものとしますが、入会児童室の開設時間中において保護者が処置できないときや、時間的猶予がないなど緊急を要するときに限り、保護者に確認の上、同意を得た後に(アレルギー症状の発現状況に応じ緊急を要する場合は、保護者の同意の確認が取れない場合でも実施する。)支援員が保護者から提出された「エピペン投与依頼書」に即してエピペン投与を行い、救急搬送を行います。エピペンの持参及び投与依頼書は、面談時に個別に支援員へ申し出てください。

3. 入会児童室の利用開始後

- Q3-1. 子どもが要配慮ということもあり、認定こども園では、加配の保育士がついていましたが、児童クラブでも加配や医療的ケアの対応はありますか。
- A3-1. 必要に応じて、加配の人員を配置しています。面接等を通じて、総合的に加配の必要性の判断を行いますので、児童クラブ内での配慮や支援、医療的ケアで気になることがあれば、申請時にご相談ください。
- Q3-2. 保護者会には必ず加入しなければならないのですか。
- A3-2. 保護者会の加入は、「任意」です。市が実施している放課後児童健全育成事業について、保護者会に加入しないことによる不利益は一切ございませんので、会費や活動内容を確認した上で、 ご自身で判断してください。
- Q3-3. 急遽、時間延長や土曜日を利用することになった場合は、どのように手続きをすればいいですか。
- A3-3. 直接、入会児童室に申し出てください。 人員の配置によっては、対応できない場合がありますので、できる限り事前に手続を行ってく ださい。
- Q3-4. 下校に関して、個別に自宅まで送っていただくサービスはありますか。
- A3-4. 自宅まで個別に送るサービスはありません。ファミリーサポート事業の活用をご検討ください。
- Q3-5. 延長利用をしていますが、お迎えに行けない場合どうしたらいいですか。
- A3-5. 17 時のグループ下校以降は、必ず入会児童室までのお迎えが必要です。 代理の方がいる場合は、面談時に支援員へ申し出てください。

- Q3-6. 宿題はさせてもらえますか。
- A3-6. 入会児童室にて、宿題をするよう声掛けをしております。 ただし、必ず宿題をするよう指導をしたり、宿題の内容を確認したりするものではありません ので、各家庭での確認をお願いします。
- Q3-7. 入会当初は延長を利用していたが、必要なくなった場合、どのように手続きすればいいで すか。
- A3-7. その際、まず入会児童室へ連絡していただき、延長利用の中止を希望する前月の25日までに「各種変更利用申請書兼届出書」を入会児童室に提出してください。(子育て支援政策課に提出する場合は、前月の末日まで)

また、利用の中止(退会)や土曜利用の中止など入会申請時と変更があった場合についても、 同様に「各種変更利用申請書兼届出書」にて変更の手続きをお願いします。

- Q3-8. 17 時のグループ下校とは、教室を17 時に出るのか、門を17 時に出るのかどちらですか。
- A3-8. グループ下校については、17時に支援員が門まで送り、下校させます。 なお、門を出る時間については、児童の下校準備等により少し遅くなる場合があります。
- Q3-9. 諸事情により児童クラブを長期間欠席できますか。
- A3-9. 長期欠席する合理的な理由があれば可能ですが、利用者負担金は原則納付いただく必要があります。長期欠席される場合は、前月の25日までにその理由を記載し「各種変更利用申請書兼届出書」を入会児童室に提出してください。(子育て支援政策課に提出する場合は、前月の末日まで)

なお、通算して2か月を超えて欠席する場合は、利用中止(退会)になります。また、退会後に再度利用される場合は、利用したい月の前月15日までに申請書や就労証明書など書類一式を用意いただき、再度子育て支援政策課に申請してください。

- Q3-10. 児童クラブ利用時間に習い事があるので、途中で児童クラブ室を出て、習い事が終わったら児童クラブ室に戻ることは可能ですか。
- A3-10. 児童の所在や安全を確保する観点から、途中で入会児童室を出て、習い事が終わったら入会児 童室に戻ることは原則できません。保護者や保護者が指定する方が、付き添いや送迎する場合 は可能ですが、事前に入会児童室にご連絡ください。
- Q3-11. 入会児童室を利用する必要がなくなりました。退会したい場合は、どのように手続きをすればいいですか。
- A3-11. 退会をする場合は、まず入会児童室へ連絡していただき、利用の中止(退会)を希望する前月の25日までに「各種変更利用申請書兼届出書」を入会児童室に提出してください。(子育て支援政策課に提出する場合は、前月の末日まで)申請がない場合、翌月の利用者負担金の引き落としがかかりますのでご注意ください。

4.利用者負担金などについて

- Q4-1. 実費でかかる費用はどんなものがありますか。
- A4-1. おやつ代や工作の材料費等があります。
- Q4-2. おやつ代はいくらですか。
- A4-2. 入会児童室でおやつ代を決定しています。入会児童室にお問い合わせいただください。
- Q4-3. 食物アレルギーがありますが、おやつはどうしたらいいですか。
- A4-3. おやつの代替はございませんので、おやつは自宅から持参してください。 詳細は、入会申請書に記入いただき、入会児童室での面談時にご相談ください。
- Q4-4. 減免対象でしたが、申請を忘れていました。遡って申請することは可能ですか。
- A4-4. 遡って申請することはできません。
- Q4-5. 負担金減免の7項にある、当該月の16日以上について、土曜日利用をしていないのですが、日数に含まれますか。
- A4-5. 土曜日も日数に含まれます。
- Q4-6. 利用者負担金の口座引き落とし日はいつですか。
- A4-6. 入会児童室の利用者負担金の口座振替日は、毎月10日です。(10日が土、日、祝日の場合は、翌営業日)口座振替日に残高不足で振替不納となった場合は、後日郵送される納付書にて、金融機関窓口で納付していただく必要があります。口座振替日までに指定された金融機関口座の残高確認をお願いします。
- Q4-7. 退会届又は入会辞退届を出すのを忘れ、負担金が引き落とされたのですが、還付請求できますか。
- A4-7. 届出の提出がないと、退会又は入会辞退となりませんので、引き落とされた利用者負担金は還付できません。退会は、利用の中止(退会)を希望する前月の25日までに「各種変更利用申請書兼届出書」を入会児童室に提出してください。(子育て支援政策課に提出する場合は、前月の末日まで)

入会辞退は、まず子育て支援政策課へ連絡していただき、利用の辞退を希望する前月の末日までに「入会辞退・申請取下げ届」を子育て支援政策課に提出してください。入会申請の取り下げついても、同様に「入会辞退・申請取下げ届」にて手続きをお願いします。

- Q4-8. 児童クラブを全く利用しなかった場合、利用者負担金の減免や還付請求はできますか。
- A4-8. 利用許可された基本開設のほか延長開設や土曜開設を当該月に全く利用することがなかった場合でも、減免の事由6項、7項に該当しなければ、減免の対象外となり利用者負担金は還付できません。利用中止など利用方法に変更が生じる場合は、中止を希望する前月25日までに「各種変更利用申請書兼届出書」を入会児童室に提出してください。(子育て支援政策課に提出する場合は、前月の末日まで)

05. その他

Q5-1. 入会児童室の見学はできますか。

A5-1. 可能です。

事前に日程調整等が必要ですので、市の委託事業者である「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 守口営業所」へお問い合わせください。(TEL:06-6998-2430)